

関税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認申請書 スキャナ

平成 年 月 日

函館、東京、横浜、名古屋、大阪
神戸、門司、長崎、沖縄地区 税 関 長 殿

(所轄外税関長)

税 関 長 殿

申 請 者
住 所
氏名又は名称
電 話 番 号
輸出入者符号
代表者氏名（法人の場合）

㊞

関税法第7条の9第2項・第67条の8第2項・第94条第3項において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第4条第3項の承認を受けたいので、申請します。

1 承認を受けようとする関税関係書類の種類名称、書類の保存に代える日及び保存場所等					
書 類 の 種 類 名 称	ファイル形式	書類の保存に代える日	保 存 場 所	入 力 方 式	関 連 帳 簿
		年 月 日		☐ 業務 ☐ 速やか	
		年 月 日		☐ 業務 ☐ 速やか	
		年 月 日		☐ 業務 ☐ 速やか	
		年 月 日		☐ 業務 ☐ 速やか	
		年 月 日		☐ 業務 ☐ 速やか	

2 所轄外税関長を経由して提出する理由（関税法第94条第3項において準用する場合）					
3 特例輸入者となった・特定輸出者となった・関税法第94条第1項に規定する貨物に係る輸入申告をする予定の・関税法第94条第2項に規定する貨物に係る輸出申告をする予定の日（新たに特例輸入者となった法人・新たに特定輸出者となった法人・新たに当該貨物を業として輸入しようとする者・新たに当該貨物を業として輸出しようとする者が、関税法基本通達7の9-8、67の8-2、94-2及び94-3において準用する7の9-8の規定を適用しようとする場合）					
年 月 日					
4 取りやめの届出書を提出し、又は取消しの通知を受けた関税関係書類の種類名称及びその年月日（この申請に係る関税関係書類について電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書を提出し、又は承認を取り消された後に、再び、承認を受けようとする場合）					
区 分	対象となった書類の種類名称			届出書の提出 通知書の受理	年 月 日
取りやめ届出 取消し通知					年 月 日
取りやめ届出 取消し通知					年 月 日
取りやめ届出 取消し通知					年 月 日
5 承認を受けようとする関税関係書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する装置及び電子計算機の概要					
区 分	メーカー名	機 種 名	台 数	運用形態	設 置 場 所 (委託運用の場合は、委託先の名称及び所在地)
コンピュータ・スキャナ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・スキャナ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・スキャナ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・スキャナ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・スキャナ・プリンタ ()			台	自己・委託	

6 財務省令に定める要件を満たすためにとろうとする措置					
(1) スキャナの基準（※）（第3条第4項、第3条第5項第2号イ、第3条第6項） ☐ 解像度が25.4ミリメートル当たり200ドット（200dpi）以上で読み取るものである。 ☐ 赤色、緑色及び青色の階調がそれぞれ256階調以上で読み取るものである。 ※ 資金や物の流れに直結・連動しない書類として財務大臣が定めるもののみの申請の場合は、記載不要です（ただし、(11)欄の記載が必要です）。					
(2) タイムスタンプの付与に関する措置（第3条第5項第2号ロ）					
事業者の名称		タイムスタンプの種類等			
		☐ 一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプである。 ☐ 記録事項が変更されていないことについて、関税関係書類の保存期間を通じて確認することができる。 ☐ 課税期間中の任意の期間を指定し、一括して検証することができる。			
		☐ 一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプである。 ☐ 記録事項が変更されていないことについて、関税関係書類の保存期間を通じて確認することができる。 ☐ 課税期間中の任意の期間を指定し、一括して検証することができる。			
(3) 関税関係書類をスキャナで読み取った際の情報の保存に関する措置（第3条第5項第2号ハ） 次に掲げる情報を保存している。 ☐ 解像度及び階調に関する情報 ☐ 関税関係書類の大きさに関する情報（※） ※ 資金や物の流れに直結・連動しない書類として財務大臣が定めるもののみの申請の場合は、記載不要です。					
(4) 記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認できる電子計算機処理システムの概要（第3条第5項第2号ニ） ☐ 訂正を行った場合には、訂正の全ての履歴を必ず確認することができる。 ☐ 削除を行った場合には、訂正の全ての履歴を含む削除前の内容を必ず確認することができる。					
区 分	市販プログラムの場合		市販プログラム以外の場合		備考
	メーカー名	商品名等	所有者名等	プログラム言語	
自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()					
(5) 入力を行う者又はその者を直接監督する者の情報の確認に関する措置（第3条第5項第3号） ☐ 関税関係書類に係る記録事項の入力を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができる。					
(6) 各事務の適正な実施の確保に関する措置（※）（第3条第5項第4号） 次の事項に関する規定を定めるとともに、これに基づき各事務を処理している。 ☐ 相互に関連する各事務について、それぞれの別の者が行う体制（相互けんせい） ☐ 各事務に係る処理の内容を確認するための定期的な検査を行う体制及び手続（定期的なチェック） ☐ 各事務に係る処理に不備があると認められた場合において、その報告、原因究明及び改善のための方策の検討を行う体制（再発防止） ※ 資金や物の流れに直結・連動しない書類として財務大臣が定めるもののみの申請の場合は、記載不要です。					
(7) 関税関係書類に係る電磁的記録と関税関係帳簿の記録事項の関連性の確認に関する措置（第3条第5項第5号） ☐ （ ☐ 一連番号、 ☐ 伝票番号、 ☐ その他（ ））により関税関係書類に係る電磁的記録と関税関係帳簿との記録事項との間において、相互にその関連性を確認することができる。 ☐ 上記以外の方法による。 []					

(8) ディスプレイ及びプリンタの備付け並びに出力に関する措置（※）（第3条第5項第6号関係）

☐ 電磁的記録の保存をする場所に出力のための電子計算機、プログラム、映像面の最大径が35センチメートル（14インチ）以上のカラーディスプレイ及びカラープリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付けて、電磁的記録をカラーディスプレイの画面及び書面に、次のような状態で速やかに出力することができる。

☐ 整然とした形式であること。

☐ 関税関係書類と同程度に明瞭であること。

☐ 拡大又は縮小して出力することができること。

☐ 4ポイントの大きさの文字を認識することができること。

※ 資金や物の流れに直結・連動しない書類として財務大臣が定めるもののみの申請の場合は、記載不要です（ただし、(11)欄の記載が必要です）。

(9) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置（第3条第1項第3号、第3条第5項第7号関係）

☐ 次の書類を備え付ける。

① システムの概要を記載した書類

☐ システム全体 ☐ スキャナ装置 ☐ 訂正削除管理機能 ☐ 検索機能 ☐ その他（ ）

② システムの開発に際して作成した書類

☐ システム全体 ☐ スキャナ装置 ☐ 訂正削除管理機能 ☐ 検索機能 ☐ その他（ ）

③ システムの操作説明書

☐ システム全体 ☐ スキャナ装置 ☐ 訂正削除管理機能 ☐ 検索機能 ☐ タイムスタンプ ☐ その他（ ）

④ 電子計算機処理に関する事務手続を明らかにした書類（又は処理委託契約書）及び電磁的記録の保存に関する事務手続を明らかにした書類

☐ 電子計算機処理 ☐ 電磁的記録の保存 ☐ 契約書（タイムスタンプ） ☐ その他（ ）

※ 次の区分に応じて、上記書類を備え付ける。

イ 自己が開発したプログラムを使用する場合（委託開発したプログラムを含む。）…①、②、③、④

ロ 電子計算機処理を他の者に委託する場合……①、②、④

ハ 市販ソフトを使用する場合……………③、④

(10) 検索機能の確保に関する措置（第3条第1項第5号、第3条第5項第7号関係）

☐ 記録項目を検索の条件として設定することができる。

検索の条件として設定することができる記録項目					主な書類名
☐ 品名	☐ 数量及び価格	☐ 仕出人	☐ 取引年月日	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	

☐ 数量及び価格並びに日付に係る記録項目は、その範囲を指定して条件を設定することができる。

☐ 二以上の記録事項を組み合わせる条件を設定することができる。

(11) 財務大臣が定める書類(注)について適時に電磁的記録に記録する場合の措置（第3条第6項、第3条第5項第2号(2)、第3条第5項第6号関係）

☐ 電磁的記録の作成及び保存に関する事務の手続を明らかにした書類（責任者が定められているものに限る。）を備え付ける。

① スキャナの基準

☐ 解像度が25.4ミリメートル当たり200ドット（200dpi）以上で読み取るものである。

☐ 白色から黒色の階調がそれぞれ256階調（グレースケール）以上で読み取るものである。

② ディスプレイ及びプリンタの備付け並びに出力に関する措置

☐ 電磁的記録の保存をする場所に出力のための電子計算機、プログラム、映像面の最大径が35センチメートル（14インチ）以上のディスプレイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付けて、電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、次のような状態で速やかに出力することができる。

☐ 整然とした形式であること。

☐ 関税関係書類と同程度に明瞭であること。

☐ 拡大又は縮小して出力することができること。

☐ 4ポイントの大きさの文字を認識することができること。

(注) 「財務大臣が定める書類」とは、平成17年3月31日付財務省告示第131号に定められた書類をいいます。

7 その他参考となる事項

国税関係書類の電磁的記録による保存の承認の実績

(1) 第4条第3項の承認の有無 ☐ 有 ☐ 無

(2) 承認を受けている場合は、

① 承認を受けた年月日又はその承認があったものとみなされた日 年 月 日

② 承認を受けた主な書類の種類名称

[]

③ 承認した所轄税務署長等 []

(3) 過去1年以内の第8条による承認の取消しの有無

☐ 有（取り消された日 年 月 日） ☐ 無

(注) 法第4条第3項の承認を受けた国税関係書類については、全てスキャナ保存をする必要があります。

添付書類	1 電子計算機処理システムの概要を記載した書類（市販のプログラムを使用する場合は不要） 2 電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類（又は処理委託契約書） 3 記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類（ ）
------	--